

# コロナ関連に伴う本校児童の登校基準の変更について（8/22 変更）

山形市立第三小学校

今般の新型コロナウイルス感染者数や学校での積極的疫学調査を行わなくなった状況を鑑み、

**登校基準を変更**します。

## ■登校基準（変更後）

### × 登校できない（出席停止扱いになります）

- ・児童本人および同居家族に、風邪のような症状（発熱、のどの痛み、咳、鼻水、腹痛など）がみられる場合  
（→すぐ受診してください。その結果は必ず学校にお知らせください。）
- ・児童本人または同居家族が、PCR 検査を受ける場合（自主は除く。）
- ・児童本人または同居家族が、PCR 検査の結果、陽性となった場合
- ・児童本人または同居家族が、濃厚接触者の場合  
（→ただし、同居家族が濃厚接触者の場合、児童は登校できる場合もありますので、  
学校にご相談ください。）



### ○ 登校できる

- ・児童本人または同居家族の PCR 検査結果が、陰性だった場合
- ・濃厚接触者となる同居家族がいても、家族全員にのど痛も含めた症状等がみられない場合  
（例：父の職場の同僚が陽性で、父が濃厚接触者になった。  
保健所より自宅待機期間が指示され、家族とも距離をおいている。  
しかし父を含め、同居家族はみな元気である等の場合）

※1 児童本人または同居家族が陽性となった場合、保健所（もしくは医療機関）から発症日・自宅待機期間が示されますので、学校へお知らせください。

※2 兄弟姉妹の幼保園・中学校・高校等が臨時休業となった場合も、上記基準と照らし合わせた上、登校の可否をご判断ください。

■その他、判断に迷うときやわからない場合は、学校にお問い合わせください。

参考：山形市教育委員会 学校教育課

新型コロナウイルス感染症発生時の対応について（令和4年8月18日更新）より